

# 淡路島産食材等販路拡大活動助成事業実施要領

## 第1 趣旨

この要領は、淡路島産農畜水産物の消費拡大及び農水産業に対する理解促進等を目的とする販路拡大活動に対して行う助成について必要な事項を定める。

## 第2 助成対象となる要件及び活動内容

食のブランド「淡路島」推進協議会構成員、又は構成員が主体となって構成される組織（以下、「構成員」という。）が行う、次のいずれかに該当する販路拡大活動の新たな取組であること。

- (1) 淡路島産農畜水産物のPR活動
- (2) 淡路島産農畜水産物の販売促進活動
- (3) 淡路島産農畜水産物販売協力店の拡大活動
- (4) 食のブランド「淡路島」推進協議会長（以下、「会長」という。）が特に認める活動

## 第3 助成対象

会長は、構成員が要領第2に定める活動を実施するために必要な、次に掲げる経費に対して助成する。

- (1) 淡路島産農畜水産物のPR等に係る経費
- (2) 淡路島産農畜水産物の販売促進資材の作成等に係る経費
- (3) 淡路島産農畜水産物の農作業や漁業体験の実施等に係る経費
- (4) 事業の広告宣伝等に係る経費

## 第4 助成額

助成は、要領第3の1に定める活動に要する経費について、1構成員で要領第2の1に定める活動を実施する場合は100千円、複数の構成員が共同で活動を実施する場合は300千円を限度に定額で行うこととし、予算の範囲内において助成するものとする。

## 第5 助成の申請

- 1 助成を受けようとする構成員は、承認申請書（様式第1号）を作成し、会長に提出するものとする。
- 2 会長は、1の承認申請書を審査し、相当と認められる場合はこれを承認する。
- 3 構成員は、次に掲げる変更を行う場合は、1及び2に準じて、あらかじめ会長の承認を受けるものとする。
  - (1) 事業実施主体（構成員）の変更
  - (2) 活動内容の変更
  - (3) 活動経費の30%を越える増減

## 第6 実績報告

- 1 構成員は、実績報告書（様式第2号）を作成し、活動終了後1か月又は事業年度最終日のいずれか早い日までに会長へ報告するものとする。
- 2 特に報告を要する場合には、別途通知する。

## 第7 その他

- 1 この要領に定めるもののほか、必要となる事項は、会長が別に定める。
- 2 第2の1に定める活動について、会長が食のブランド「淡路島」推進協議会賛助会員に実施を依頼する場合は、構成員を賛助会員と読み替えるものとする。

## 附 則

（施行期日）

この要領は、令和4年4月1日から施行する。